

## 父子・母子家庭の方や障害のある児童を養育しておられる方へ

次の制度がありますので、  
ご活用ください。

事情にある場合も含む)  
に養  
育されているとき

### 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父  
親または母親と生計を同じく  
していない児童を養育してい  
る母親または父親、あるいは  
父もしくは母にかわってその  
児童を養育している方の自立  
を助けるために、支給される  
手当です。児童が18歳に達す  
る日以後の最初の3月31日ま  
で支給されます。

### 支給対象外となる場合

- ・児童や、父もしくは母、ま  
たは養育者が国内に住所がな  
いとき
- ・支給対象児童が、障害を事  
由に年金を受け取ることがで  
きるとき
- ・支給対象児童が、児童福祉  
施設、知的障害者援護施設、  
身体障害者更生援護施設等  
(通園・通所施設は除く) に  
入所しているとき

### 児童扶養手当支給額

(※全部支給の場合)

月額

対象児童1人	41,550円
対象児童2人	46,550円
対象児童3人目からは、 1人につき3,000円加算	

※手当を受ける方、または同  
居されている親族等の所得に  
応じて、全部支給、一部支給、  
支給停止となります。

### 現況届について

受給資格者は毎年8月に現  
況届の提出が必要です。未提  
出のまま2年経過すると受給  
資格がなくなりますので必ず  
提出してください。

### 特別児童扶養手当

身体または精神に、政令で  
認められる障害のある20歳未  
満の児童を監護する父もしく  
は母、または父母にかわって  
(事実上の婚姻関係と同様の  
その児童を養育している方に  
て)

支給されます。  
支給対象外となる場合

・児童や、父もしくは母、ま  
たは養育者が国内に住所がな  
いとき

資格がなくなりますので必ず  
提出してください。

◆問い合わせ先 福祉介護課

☎ 0859-54-5207

◆内容 「メタボの敵、脂肪  
を効果的に減らそう!」

◆その他 参加は無料で、事前の申込  
は不要です。

この講話は、昨年度実施し  
たメタボ解消講座のOB会の  
一部として行いますが、どな  
たでも参加できます。

◆問い合わせ先 保健課

☎ 0859-54-5206

◆内容 「メタボの敵、脂肪  
を効果的に減らそう!」

お盆期間中、各診療所の臨  
時休診日は次のとおりです。

## 案内

### 健康講話 「メタボリックシンドロームについて」

メタボリックシンドローム  
という言葉がよく聞かれるよ  
うになりましたが、皆さんは  
ご存知ですか?

自覚症状はなくても放つて  
おくと、重大な病気を引き起  
こす原因となる可能性があり  
ます。今回はメタボリックシ  
ンドロームとは何か、脂肪を  
効果的に減らす方法など、わ  
かりやすいお話を聞くことが  
できます。

### 診療所臨時休診の お知らせ

#### ◆名和診療所

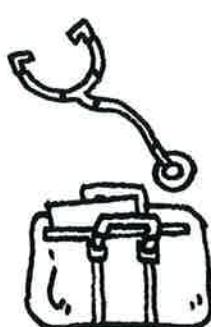
8月12日(金)～15日(月)

◆大山診療所・大山口診療所

8月15日(月)・16日(火)

◆問合わせ先 保健課

☎ 0859-54-5206



◆会場 保健福祉センターなわ  
藤田 良介 氏

◆日時 8月2日(火)  
13時～14時

◆講師 名和診療所長(医師)

◆内容 「メタボの敵、脂肪  
を効果的に減らそう!」

◆問合わせ先 保健課

☎ 0859-54-5206